

〈研究ノート〉

清末四川における水利組織の改革

— 青神県鴻化堰の事例 —

森 田 明

(1995年1月20日受理)

目 次

はしがき

- 1 四川地域の水利開発の発展
- 2 清代四川の水利組織と特徴
- 3 鴻化堰の創設と発展
- 4 清末鴻化堰の組織改革

はしがき

古来、「天府の地」と称された四川地方の高度な農業生産性は、成都平原における岷江を中心とする水利灌漑に負うものであることは言うまでもない。その開発は秦代の都江堰の建造以来、歴代王朝の政策的努力によって進展推進され、それにともなって当地の経済的発展がもたらされたのである。

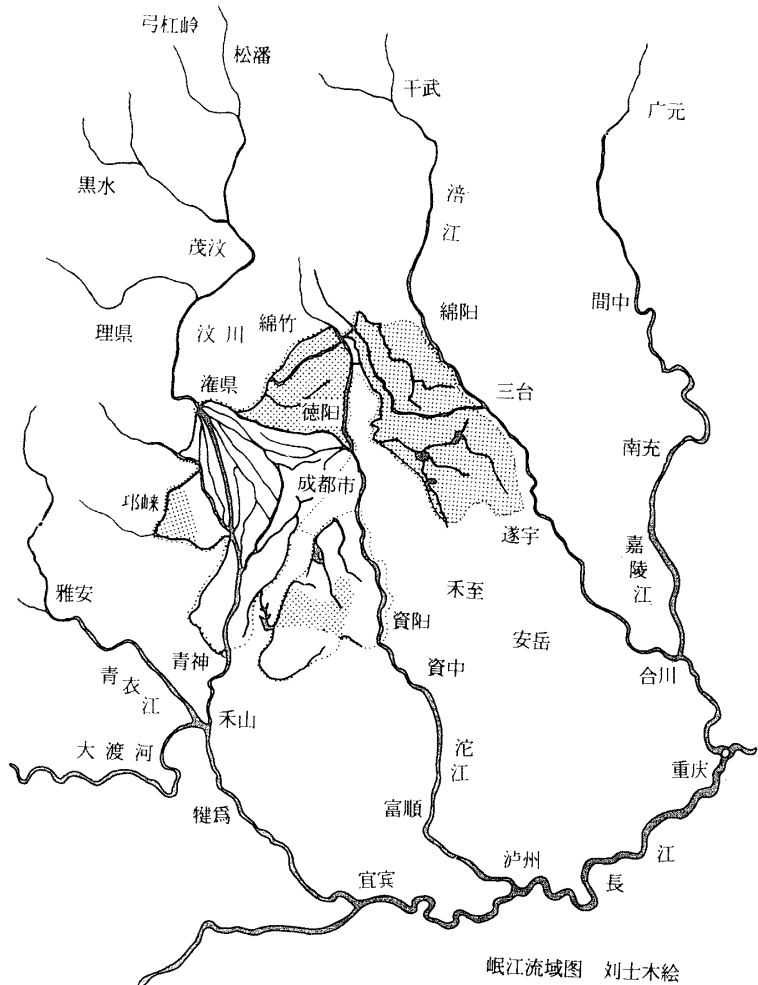
小稿はそうした四川の農業生産の基盤をなしていた、水利組織の一つである青神県の鴻化堰について、創設とその歴史的発展を概観すると同時に、特に鴻化堰の清末における管理組織の改革についての全過程と、再編後の新組織の性格を、堰規を通じて考察、紹介することにしたい⁽¹⁾。

1 四川地域の水利開発の発展

岷江は海拔3千米から4千米の、四川西北松潘県内に源を発し、中流の灌県において成都平原に入り、下流の宜賓県で長江に合流するが、その間の全長は約7百千米に及んでいる。その流域に展開する成都平原は、西北が高く東南が低いため、古くから岷江中・下流では、屢水害が発生し、内江水系一帯では灌漑用水が不足した。こうした事態に対応するために行われたのが、秦の李冰による都江堰の建造であった。これを契機に成都平原の水利開発が著るしく進展したことは言うまでもないが、その後の三国時代における蜀漢経営とも深く関係していたと考えられる。

かかる四川の水利灌漑が、さらに画期的な発展を見たのは唐代のことであった。その特徴としては次の三点が指摘されている。第1は塘堰灌漑といわれるように、灌県の都江堰を頂点として、東南或いは東北へと「堰」、「塘堰」を通じて扇形状に分水され、灌漑面積が

拡大されていった。第2は灌漑面積の大きさから、水利組織は数村から十数村、さらに一県から数県単位に及ぶ場合があり、したがって相対的に行政的機能との関連が密接にならざるを得なかった。第3には各施設の使用年数の長さがあげられる。長江流域に現存する古代の塘堰は、四川に最も多く、その多くは唐代に設けられたものが、歴代にわたって修築改修を加えられ、今日まで維持されてきたものである。これは唐代における塘堰の位置、溝渠の配置、灌漑地域の範囲などの選定が、長期の利用に耐える高度な技術的水準にあったことを示すものと考えられる⁽²⁾。



因みに四川において都江堰に次ぐ重要な通済堰の起源は、後漢末年といわれているが、唐代を経て宋代において、すでにその灌漑面積は、近代のそれと大差がなかったという⁽³⁾。こうした状況は、他の多くの塘堰にも該当することであるが、今日まで戦乱や管理上の問題等から、廃棄や埋没と再建や修復をくりかえしてきたのである。

2 清代四川の水利組織と特徴

さきに述べたように、四川の水利施設＝塘堰の多くは、秦漢に創設され、唐を経て清代からさらに今日に及んでいる。以下において、それらの管理運営形態を、清代を中心に概観しておくことにしたい⁽⁴⁾。

岷江流域の成都平原の水利灌漑は、水源が豊富なこと、緩傾斜の平坦地であることなどに特徴的な、塘堰による分水灌漑であった。その水路網は灌県を頂点とし、金堂、成都、新津各県を底辺とする一大三角地帯をなしており、そのなかに十数県を包含する豊饒な水耕地域であった。「毫不藉車挽之力」、「無排洩之劳」といわれるように、自然の地形を利用して分水し、比較的容易に灌漑面積を拡大することが可能であったのである。

塘堰は通済堰の場合、

查歷年原得水利，新邑二道半，彭邑四道半，今彭邑又添二十八道，其新設筒口，応計水

勢之浅深，以定筒之分寸，現在仿照都江堰則例，每田千畝，分筒口三寸五分，用石鑿孔為筒⁽⁵⁾，

とあり、古仏堰については、

自羅家林堰口，至彭山縣之江口，為堰尾，計長八十余里，灌三縣之田，一万四百畝，議定章程，鑿石筒三十三處，每田千畝，給筒口三寸三分，不及千畝者，通而減之⁽⁶⁾。

とあるように、灌田千畝に対し、筒口三寸五分あるいは三寸三分を基準として、灌漑面積に比例して水門＝取水口の規格が定められていた。

これら塘堰の管理運営は、

公举殷实公正紳糧，充当堰首⁽⁷⁾。

あるいは、

各堰，年由本地，公举堰長二人，或三四人⁽⁸⁾，

などとあるように、各塘堰ごとにその規模に応じて、一名乃至二、三名の堰首又は堰長が、毎年公举され、彼等を中心として水利組織が形成されていた。堰長や堰首には、いわゆる紳糧とよばれる四川における在地の富裕な地主層が選出されたのである。

ところで堰塘の保全管理の具体的内容について見ることにしよう。

各举堰長数人，經理歲修事宜，屆期堰長司其事，而督之⁽⁹⁾，

とあり、

河堰三十六道，時有壅塞，隨加開道，……每秋成後，堰長率衆經理淘修⁽¹⁰⁾，

さらに、

砌堰灌田者，每堰每年，各戶議立堰長一名，……至春雇工修理，或用椿木，或疊石塊，截補淘挖⁽¹¹⁾，

とある如く、その第一は水利施設の維持にあった。毎年定期的に行われる堰渠の修築工事（＝歳修）は、堰長を中心として使水戸による直接工事か、あるいは雇傭労働による間接工事のいずれかによって行われた。第二は

通濟堰，……伏夏，河水猛漲，或致泛溢，冲決隄堰，应令新彭眉堰長，輪駐堰頭之二王廟，防守宣洩，交秋撤回，以保無虞⁽¹²⁾

とあるように、春から夏にかけての季節的増水から、堤防の決潰を予防するため、堰長が堰頭に駐在し、警戒に当たったのである。

岷江流域の水利灌漑は、幹流から支流へ、支流から細支流へと、系統的な分水利用上の秩序が確立していたので、その混乱は当該施設に止まらず、全体の使水秩序に重大な影響をもたらすことになったのである。したがって、第三には、

火李二堰章程，……各照応得分数，引水灌漑，火堰不得恃強堵截，李堰不得擅改旧章，並申明例禁，每歲需水之時，稟請什綿兩県，自四月一日起，七月初二日止，督同汎廳堰長人等，輪期彈压⁽¹³⁾，

とあるように、分水秩序の規定への違反や攪乱等に対する取締りは、堰長の不可欠な要務であった。

最後に第四に挙げられるのは、

古仏堰，………而經費亦俾專掌，堰長責之溝長，溝長責之水戸，按畝完納，核実報銷⁽¹⁴⁾，

とあるように、堰渠等の水利施設の修築工事の費用調達も、堰長の重要な職務であった。具体的な方法としては、堰長から溝長へ、更に溝長から組織内の全用水戸へと攤派せしめられたのである。

以上の如き基本的な機能をもつ各水利組織は、

都江堰，向分官工民工，官工則責之官，民工則歸之民，制定久遵，歷無異議，………其各處小堰，原祇用以過水地窄，溝淺易淤易塞，歷係民間自辦，與官工不相牽涉⁽¹⁵⁾，

とあり、また

一邑之中，有大堰，有小堰，大堰官督民為之，小堰則每歲，聽民自举⁽¹⁶⁾，

とあるように、都江堰の如き基幹施設は、一部官工として行政的関与や援助が行われたが、他は基本的に民工として、用水農民の自主的な共同組織による管理運営が原則であった⁽¹⁷⁾。

3 鴻化堰の創設と発展

岷江流域の水利組織について、その一般的な存在形態と、機能の概略を紹介したが、鴻化堰も例外ではない。岷江が中流域から下流にかかる眉山県と樂山県のはぐ中間の、青神県に所在する比較的鴻化堰は小規模な堰塘である。

先ずその起源については、

眉州通義郡青神県、太和中、荊夷人張武等百家、請田于青神、鑿山釀渠、溉田二百余頃、唐代無荊夷地名、荊夷或指荊州少数民族⁽¹⁸⁾、

とある。即ち唐の太和年間（827—835）、四川荊州（現在の荊県）の少数民族の彝族の張武ら百戸が、青神県に遷居し、「山を鑿ち渠を釀け」た結果、岷江右岸の引水灌漑に成功し、二百余頃（約1・4万畝）の農田を得たという。当初は青神渠とよばれていたらしいが、後に鴻化堰と改名されたのであった⁽¹⁹⁾。当時における鴻化堰の完成は、その上流の通濟堰の、唐代開元二十八年の第一次再建による灌漑面積の拡大とともに、岷江中流域における水資源開発利用の第一次高潮期を実現したものである⁽²⁰⁾。

その後の鴻化堰の変遷と発展については、

鴻化堰在県北十五里、唐初張武等、所開、注引清乾隆王承燾鴻化堰記、青邑介于嘉眉、土地瘠薄、田之望水、猶農之望歲焉初唐張武、始于邑北、興修鴻化堰、沿江開溝、引河水灌漑、直長四十里、明余承勛、相繼補修、民歲獲利、日久淤塞、乾隆十九年、邑令林鴻、奉制軍黃公檄興水利、遂議復修、統計用水田畝、分上中下三等派費、歲癸未、余相度地形、吁稟制憲檄委本州率同確勘、改修堰頭、挖淘堰溝、以寬深為度、堅砌魚嘴、攔水入堰、計灌田七千六百四十畝⁽²¹⁾、

と記されている。これによれば、少なくとも明、清時代においても修築をくりかえしながら、基本的に施設と機能が維持されてきたことは疑問の余地がない。その間の状況をより具体的に見ることにしよう。

旧志、青神県堰陂五十有一、惟鴻化堰最大、歲久湮没、明嘉靖間、邑人余承勛、與兩道州牧、議謂邑之自北至南、皆旱田、無積水、民若於耕、今欲相水開堰、但邑小民貧、恐難成事、諸公樂興作因起、一州兩縣人夫、於治北二十里、真抵州界、截大江水開、復鴻化堰、真灌田四十里⁽²²⁾、

とあるように、明の嘉靖年間（1522—1569）に、それまで長く湮没していた鴻化堰を、邑人余承勛が州牧との協議にもとづいて、岷江の截開工事によって復興し、旱田に水利を開き小民の貧苦を救ったという。

清代においても、

国朝乾隆元年、知県劉公涓修堰、中九溪得雨亦、可稍資灌漑、十九年、知県林鴻、議請復興、以収水利、緣堰身太高、水難入堰而止、乾隆二十八年、知県王承燾、稟請州牧任履素、相度形勢、別開堰頭、淘挖寬深、水始入堰、灌田七千四百七十畝⁽²³⁾、

とある。これによれば乾隆年間においても、元年、19年、28年の3回にわたる興修がいずれも知県を中心に実施されている。特に乾隆28年の工事は、堰身の淤高によって水流の堰入が困難になったのに対処したものである。さきの史料にもあった如く、知県の王承燾（燾）が州牧任履素に稟請して実施されたものであるが、堰頭を根本的に修開するとともに、堰

溝を浚渫してその寛深をはかった結果、水の堰入が容易となり、7,640畝の灌漑が可能になったというものである。

さらにその後の状況については、

江水太深，堰頭易崩，水小不得上溝，水大又多淤塞，不久尋廢，至嘉慶九年，知県顔謹，復稟州牧梁敦懷，相度形勢，率邑中紳耆孫朝任，羅泰階，鄧起元，嚴玉富，楊顯作等，於旧堰頭上十里，買眉地上，用魚嘴斜截大江，引水入周江，合侯河，於侯河合江處，砌一大湃，並截其水，築堤數里，引水入旧堰溝，而堰功遂成，堰水遂活，自九老礮，至中興庵，四十餘里，灌田一萬四千餘畝，每年歲修約費，二千餘金，水戸公舉堰長，值年堰長，稟官佑工開派，以爲培修之需，而民生遂永賴矣⁽²⁴⁾，

とあり、また、

厥後，年久就湮，堰利遂失，逮至国朝嘉慶間，縣令顔謹考，沿旧制，疏汰溝洫，又瀕江筑堤，添修魚嘴，斜截江水入堰，迤邐四十餘里，灌田萬餘畝，青邑之民，乃獲復收，斯堰之利，當時戸冊水柱，悉有成規，每田一畝，捐一百三十文，米八合，足供歲修經費⁽²⁵⁾，

とある。これらによればさきの乾隆年間の改修工事にもかかわらず、嘉慶年間には堰頭が湮没し機能が失われるに至っている。そこで嘉慶9年、知県の顔謹が州牧の梁敦懷に要請し、地形調査のうえ地域の紳耆の協力を得て、旧堰頭の上流10里の地点に魚嘴を設けて岷江を斜截し、そこから新たに引水入堰すると同時に、40余里に及ぶ堰溝を通じて14,000余畝に灌漑を可能にしたのである。

乾隆28年の改修当時の灌漑面積に比べ、ほぼ2倍の灌漑面積に増大し、機能が増強されていることがわかる。また管理組織としても、水戸によって公挙された堰長を中心に、堰規にもとづいて運営されおり、毎年の定期工事の経費は、毎田一畝について130文と米8合の水戸負担によって調達していたのであった。

ところが、

迨咸豊十年兵燹後，水冊遭焚，遂至無所稽核，狡猾之徒，謀充堰長，不特將本戸応出錢米，私行刪除，且將親不応出之項，包攬侵吞，而豪強之家，知有此弊亦，即乘隙把持堰長，無如之何，祇得草率了事，年甚一年，經費愈細，堰長愈苦，兼舉報者，假公報復，彼此攻訐，連年興訟，案牘重疊，百不一結，而堰工竟廢弛，不可問矣⁽²⁶⁾，

とある如く、太平天国運動の末期、咸豊10年頃には、鴻化堰の管理組織が壊滅的な状況に陥っていた。即ち戦火の被害により、組織の管理運営を規定していた水冊が喪失されたため、秩序が混乱廃弛したらしい。具体的にいえば、組織の運営が「豪強之家」によって恣意的に支配され、堰費（錢米）が侵吞されたり、包攬された結果、堰工も必然的に実施不可能になっている。こうして管理体制の崩壊と同時に、水利機能も停滞の止むなきに至ったのである。また、

查該県堰務廢弛，積弊數十年，無人過問，致使懦弱，任人魚肉，豪強者，藉飽鯨吞，閭閻受害，莫此爲甚⁽²⁷⁾，

とあることによっても、豪強者による堰務の混乱と人民の窮状を窺うことができる。こうした事態をうけて行われたのが、次のような光緒年間の水利組織の改革である。

至光緒十三年冬，新城王樹枏，來知縣事下車，即究心堰務，整頓工程，次年春，復清丈水畝，釐定堰規，王君以儒術飾吏治，蓋真能爲民，興利除弊者也⁽²⁸⁾，

とあり、

令王令於到任後，力圖整頓，日事田間，不辭勞瘁，不避怨嫌，卒使利興弊絕，爲爾地方造百世無疆之福，洵不愧父母斯民之稱⁽²⁹⁾，

とあるように、清末光緒13年12月、青神県令として当地に到任した王樹枏が、誠心誠意、灌漑田畝の实地調査にもとづいて、堰規の新定を行うと同時に、水利組織の抜本的改革と機能の復興に着手したのである。以下その全貌を具体的に考察することにしたい。

4 清末鴻化堰の組織改革

光緒13年12月初8日、青神県令として着任した王樹枏の県治に対する姿勢は、

伏查，卑県界連五屬，濱臨大江，地雖狹小，事實冗繁，卑職，自愧菲材，毫無知識，而竊揆政，始實以端士習，恤民艱，興水利，整團保，爲當令先務之急，此邦士習，耽利喜爭，往往身博一衿，或捐納職銜，即以出入衙署，經管公事爲榮，甚者至於交納家丁書役，表裏奸蠹，上以挾持官長，下以魚肉貧民，士習之偷，莫此爲甚，卑職到任後，即密擒刁劣訟棍一二人，首先懲治，復爲整頓，書院籌派膏火五百餘千，以爲敦品力學者，勸文風，隨士習，爲轉移，將來日漸月摩，庶幾稍有豸乎，卑県，素號瘠區，而書役恣睢，暴橫攫利，殃民往往有一詞訟，未上公堂而已，至傾家敗産者，卑職到任，凡差役夫馬代書規費，向之私授於官者，一切禁革，減定書役口食筆資，以杜需索，搥勒之源，詞訟案牘，限以程期，以免耗困稽延之弊，務使民情上達，民力常舒而後已⁽³⁰⁾，

とあるように、水利に限らず広く地方政治の全般にわたっており、特に民衆の困苦の根源となっていた士習の刷新を強調し、民政振興の根本課題としている。しかし、一方で

至於闔邑，菁華之所聚，則在鴻化一堰，去歲，因堰費不充，釀成上控，至今一切工程，悉行廢闕，無人經理，卑職，現已擇期督辦，捐廉倡修，至其中弊端叢生迭出，當俟明年春季，親詣堰次逐畝清釐，妥籌善法，另案稟辦一洗，從前積弊，此當令水利最要之政⁽³¹⁾，

とあり、

所陳，士習民艱困保數端，事閔教養，應由該令，體察情形，次第整飭，惟水利一層，最爲目前要務，該縣鴻化堰，裨益農田，其利甚溥⁽³²⁾，

とある如く、鴻化堰は「菁華之所聚」とし、当面水利組織の改革を通じて、廃壊に瀕していた施設の興修と、機能の回復を、諸政のなかでも最大最要の課題としていたことは明らかである。

さて王樹枏の水利問題の解決について、具体的な過程を考察するために、先ず弛緩していた堰務の現状をみておくことにしたい。

咸豐十年，遭藍逆之亂，縣城失守，水冊被焚，於是百弊叢生，堰務從此大壞矣，卑職，查明其弊，約有數端，如每年興修堰工，向由水戶，公舉八人，承充堰長，自行設局，按畝經收，年滿報換，官不與聞從前戶無遺漏，經費充裕，迨後，狡猾之徒，謀充堰長，一旦得手，不特本人應出錢米，匿不繳納，並將親戚故好，攬收入己，從中漁利，任意併吞，此弊一生，於是豪強之家，抵隙抗違，不出錢米，不能敷洶溝修泮之用，而堰長遂出錢墊辦，苟且塞責，至次年，更報堰長之時，又各將底冊隱匿，其族隣親旧，應納之水畝，私行剔除，而點巧者，一柱改爲數柱，朦混躲避，使堰長無從，查考，現在出費水戶，寥寥無幾，一充堰長，勢必傾家破產，人人視爲畏途，舉報者，假公復仇，彼此攻訐，連年纏訟，案牘累累，百不一結，……近年，因堰長受害，遂至一人認充後，私行約集數十家，另立一名，名曰朋充，自有朋充之弊，於是殷實之家，可充堰長者愈少，而強有力者，又不敢舉充，年年報換，率皆零星小戶，貧民魚肉，至此極矣，……清丈水畝，一年有餘，而房書舞弊，有宜入水畝，而遺漏者，有不宜入水畝，而妄行撥入者，其中以多報少，種種舞弊，不可勝數，當時水冊，不足爲馮人心，亦皆未無因循含混，遂至於今⁽³³⁾，

と、王樹枏の着任当初の調査結果が詳細に述べられている。鴻化堰の管理運営は極度の麻痺状態にあったことが明らかである。その発端は咸豐十年の戦乱により、水冊が焼失し、責任の所在が不明確となって運営が混乱し弊害が続出したことにある。特に水利組織の中核的役割をもっていた堰長の不正、あるいはその朋充などによる形骸化は、水費の横占や不足を主とする種々の弊害をもたらし、管理機能の停滞を招いていたのである。こうした事態の背後には「狡猾之徒」、「豪強之家」の存在が注目される場所である。

以上のような現状の把握のうえで、王樹枏は光緒14年正月22日に、

茲擬于二月中，清查田畝，釐別弊端，然非得周知堰務，公正暗練之人，不足與圖斯事，今訪得堰內紳糧，宋光銓，楊作楨，張鵬翼，涂祥，魯樂皆精明渾厚，可依辦事，即仰該紳等，同心合議，各舉大小戶數人，秉公商酌，務籌一不擾不遺，至簡至捷之法⁽³⁴⁾，

とあるように、改革の第一段階として組織内の灌漑面積の実地調査、つまり清丈の実施を位置づけ、次に管理運営機構の整備に着手している。まず最初に、地域の実力者として堰務を熟知している宋光銓、楊作楨、張鵬翼、涂祥、魯樂の5人の公正な紳糧を選び、清丈の

具体的な施行方法を協議することになっている。次いで同年2月初2日には、

宋光銓等，共举得力水戸，以馮選沢溝長，先清後丈，惟清查水畝事，極繁瑣用水各戸，其中公正殷實者，固不乏人，然非耐勞任怨才大心細者，不足與凶斯事，茲據宋光銓等，举得上下堰，用水之戸，徐廷興，楊洪發，賈德学，朱嗣雲，孫懷德，陳宗虞，陳紹華，張長学，袁四達，吳九齊，陳五鈺，馬述龍，馬述攀，蘭興盛，張世垣，蹇燕堂，邵萬金，涂玉昆，宋映楠，涂玉儒等，平日熟習水利，辦事認真，並無別項事事，爲此牌仰該水戸等，即便遵照，定於本月初五日，齊至衙署，聽候吩諭，此係渠中第一要政⁽³⁵⁾，

とある如く、さきの宋光銓らの推薦を経て、用水戸のなかから水利に習熟し運営に真摯な20名の大戸を選び、清丈の監督要員としている。

つづいて更に、2月12日に

據鴻化堰紳糧，宋光銓等稟稱，爲協議公举事情，生等奉仁廉牌示，議選溝長，清丈水畝，生等查得，妥實水戸一百二十一名，均係熟悉田畝，堪以辦理，是以逐段逐溝分別粘呈，祈仁廉一律伝到，當堂發簿，各專責成，……飭查限本月十五日，傳齊來案，以馮當堂，發給底簿，逐溝澈底清查，據實按畝注明，聽候丈量可也，……該溝長等，即行懷遵統，限本月十五日，一體親身，來案聽候，當堂吩諭，發給底簿，遵照條規，按畝清查，核對印契，逐一註明，限十日查齊，來案呈繳，以馮示期丈量，如有恃豪阻止，准其指名具稟，該溝長等，倘敢通同，受賄隱匿，一經查出，或被告發，定行拘案嚴懲，詳辦不貸⁽³⁶⁾，……

と、清丈の実施過程が具体的に指示されている。つまり、管内47条の溝渠について、それぞれ灌漑田畝の実態を周知している121名を溝長⁽³⁷⁾に任命し、清丈施行の直接責任者としている。溝長は各担当毎の段溝について、一定の手続きにしたがって清丈をおこない、印契との照合確認のうえ、その結果を10日以内に報告するよう命じている。もし清丈作業を阻止するものがあれば、指名の報告を許すとともに、溝長が通同して隠匿などの不正があれば厳懲に処するという。同時に『青神県鴻化堰章程』のなかに、「計開派定各溝溝長姓名」として121名の溝長の姓名を列挙し、責任の所在を明示している。なお、さらに翌2月13日には、

按溝選派溝長，分段澈底清查，惟恐溝長人，多若不互相稽查，誠恐任事不寔，茲將前選水戸，分別各堰，逐一派明經管，牌示曉諭，爲此示仰，水戸楊炳寬等，遵照牌示後，開段落，督同溝長，調驗用水花戸印契，查明畝數若干，註明簿內，依限呈繳，以馮丈量，切勿通同隱匿捏飾⁽³⁸⁾，

とあるように、清丈実施の責任者たる溝長らの不正を防ぎ、その精査を期するために、20名の用水大戸を、1名～3名ずつ上堰7、下堰4、計11のグループに分けて溝長を督同せしめているが⁽³⁹⁾、清丈に対する厳正な姿勢を示すものにほかならない。このことは次の記述によって、より明らかであろう。光緒14年2月22日に、

澈底清丈，並選派紳糧宋光銓等及各水戸，督飭各溝長，分段清查，……恐水戸與溝長等，草率從事，清查不力，民間有所藉口，自應格外，派添紳董，分別稽查，合行札委，爲此札仰，該紳吳廷翊，嚴紹森，於清查丈量時，協同核對草簿，有無遺漏，丈量是否盡實，並仰該紳孫培蘭，何玉輝，於清丈後，不動聲色，留心訪查，各水戸與溝長等，如有徇情隱匿，不論何人，立即指名，面稟本県，以馮提案⁽⁴⁰⁾。

とある如く，慎重の上にも慎重を期し，適切確実な清丈のため，さらに清丈時と清丈後に2名ずつの紳董を加派し，遺漏や隱匿の有無等をチェックさせることにしている。水利組織の改革にとって，灌漑田畝の正確な把握が基本であり，いかに細心の注意が払われたかがわかるであろう。

以上述べてきたような，清丈実施のための前提として，管理運営体制が整備されたあと，2月26日には具体的な実施要領が，「清丈鴻化堰条規」20カ条として制定公布されている。以下にその全条全文を紹介することにした。

- 一，各水戸與各溝長，均有親朋，欲正他人，必先正己，倘有扶同舞弊，被人攻訐者，田則充公，人則究治，
- 一，水戸分丈各溝，凡遇自家田畝在內，則請他處溝長水戸，代爲勘丈，以避嫌疑，
- 一，溝長清丈田畝，每溝先立草簿一本，逐溝挨次，查明清釐，無錯方錄印簿，不准參前錯後，難以勘丈，
- 一，正溝分溝，逐段劃清界限，註明溝名，無溝名者，另立溝名，不准稍涉歧混，以便限期，查丈易於下弓，
- 一，溝長，清釐水畝，須取田主契紙核對，已經核對，與未經核對者，皆須於冊上註明，其或契紙遺失，准其清釐時，報名畝數，以便丈量，而其下仍註明，遺失契紙等字，
- 一，大水戸之田，原非一處，各歸各溝，俟清丈後，歸入一柱纂冊，
- 一，清釐水畝，以現今水戸姓名，註冊下用小字，註明水戸原名，並佃戶姓名，以杜分岐朦混之弊，
- 一，同冊水戸，甘願分註者，溝長查明，並無別故，即將新名之下，註明某人分柱，以便查考，
- 一，水戸畏充堰長，私將一柱，改爲數名，以致堰差無從識認，此次清丈，飭令纂註，毋得仍前舞弊，
- 一，清丈水畝，須照原數註冊，不准折算，
- 一，先年清丈，漸有漏畝，此次稽查，准其報明入冊，倘敢仍前隱匿，清出充公，
- 一，水戸離居別州県，責成佃戶認真，報名入冊，毋得含混替人受過，
- 一，絕嗣水畝，無人承認耕者，從旁漁利，臨清時，飭令改名入冊，如違稟究，
- 一，挨沙填與旱地堰田，原有水畝，不得捏詞搪塞，折半入冊，
- 一，公共車基水路，亦應分別各業各畝，不得互相推諉，以致無有着落，
- 一，濟倉與庵觀寺院，及豪勢之家，向有水畝一体清冊，倘敢不服，阻撓公事者，准水戸溝長指名稟究，
- 一，水戸置買堰田，多年未報水畝，臨清時，予以自新，准其報撥，
- 一，水戸田未賣罄，水畝倒柱，取無錢之水，狡詐非常，溝長務須飭令添名入冊，不准徇

情隱匿，如違稟究，

一，水戸人傳數代，未納水畝，即有水柱，自不知名，臨清時，飭令本名入冊，如違稟究，
一，大水戸，分丈各溝，別設無水畝者二人，上下堰周巡稽察，一處有事，衆處合勘，一人有弊，衆人公議，輕則就地了息，重則稟官懲辦⁽⁴¹⁾，

以上について，個別的にふれることは避けるが，すでに見てきた清丈の実施体制の整備をめぐって，注がれていた厳正かつ公平な成果に対する徹底した配慮が，ここに条規として綿密に網羅的に具体化されているといえる。

特に注目される点としては，主管的な大水戸と各溝長を中核とする実施上の責任体制が確立されていること，不正を防止するための監督制度，ならびに違反者に対する罰則の整備，さらに清丈実施過程における問題処理についての公議の尊重，などが挙げられるであろう。

さてこうした条規にもとづく作業実施に先だって，さらに3月13日には，

鴻化堰畝，前經釐定条規，澈底清查，示諭在案，並選派溝長，發給印簿，將各溝田畝，澈底清明，期無遺漏，註冊呈繳，聽候示期開丈，誠恐鄉愚無知，希圖僥倖，或有隱匿之處，合再出示曉諭，爲此示仰，鴻化堰水戸人等知悉，爾等如有未經報明之畝，迅速向溝長，趕緊報明，限三日內，註冊呈繳，以免查出充公，自此次出示以後，該水戸等，再不將各名下田畝若干，據實報明，一經查出，定將多畝之田，照章充公⁽⁴²⁾，……

と，清丈の実効をより確実にするため，調査作業後において，もし報告もれのあった場合は，3日以内に溝長に報告すれば没収を免れるが，その後の未報告分は収公に処するとしており，いかなる遺漏をも防除しようとしている。

以上万全の諸前提のもとに，3月26日に，

前經本県議定条規，先清後丈，並飭令各溝長等，造冊呈閱，茲據各溝長等造冊，前來合行，示期開丈，爲此示仰，該水戸及溝長等，一體遵照，本県定期於四月初四日，親帶丈手，赴堰清丈，該水戸與溝長，是日卯刻，齊集大堂，聽候吩諭，隨同前往⁽⁴³⁾，

とあるように，各溝長をして事前調査の報告をせしめたあと，4月初4日から清丈工作に着手したのである。当日県令の王樹枏が直接弓丈手（測量技師）を帯同して現場に赴き，作業を督率する一方，当該水戸と溝長はともに，当日午前6時県衙の大堂に集合し，指示を受けたうえそろって出発したのであった。

その作業の経過と結果については，

水戸督率丈手，躬臨阡陌，逐畝開方，雖炎風溽雨之中，泥路塵蹊之下，不敢稍辞勞瘁，愛惜微軀，故事事認真，人人同志，合堰鼓舞，如理家私，即間有一二愚妄之人，作弊隱匿，略經薄責，即知悔罪改罪，立地凶新，計自四月初四日起工，訖至二十二日畢事，凡丈出堰田一萬九千七百餘畝，較之昔年，所清多至五分之一⁽⁴⁴⁾，

とある。これによれば、光緒14年4月4日から開始された清丈事業は、同月22日に終了している。その19日間の作業は、苛酷な自然条件にもかかわらず、全員の積極的な協力によってスムーズに進捗され、鴻化堰全体の漑田として19,700余畝が丈出された⁽⁴⁵⁾。これは従来の畝数に比して約5分の1の増加という。

ところで、清丈実施への運営機構の整備と、その具体的手続＝清丈条規の制定を、水利組織の改革の第1段階とすれば、これらにもとづく清丈工作の施行、完了は組織改革の第2段階というべきであろう。そしてさらにこれに続いて行われたのが、最終の第3段階ともいうべき、清丈後の鴻化堰の新たな管理運営規定＝堰規の制定であった。

新堰規、つまり「鴻化堰管理章程」全16条は、清丈完了の4月22日から間もない5月初1日に、すでに四川総督に上報されている。その全文を以下に紹介することにしよう。

一、此次清丈之堰畝，造立總簿二本，一存署中，一交值年堰長，以備查考，至於徵納錢米，則仍按各溝，分溝督催，以杜朦混之弊，所有水戶，各立各柱，不得仍前朋柱，致滋弊端，若遇買賣水畝，一經立契，即行赴案，過撥水柱，各歸各溝，以便稽核，俾免隱匿，一、徵收堰費，定於五月徵錢，九月徵米，每畝納錢八十文，米六合，若當工省費足之年，堰費即可酌量減收，若工程浩大，費用不敷，則隨時按畝加派，不得執定，八十文常例，藉口推諉，

一、各水戶，赴局上納錢米，局內紳書，按照各溝各戶，查照畝數，收訖後，給予連環印票爲憑，以杜影射，票根存局，俟收竣後，核算收進若干，支用若干，存剩若干，詳細報銷，榜示通衢，以昭大公，

一、各水戶，應完錢米，均須自行赴局上納，不准別人包攬，所納錢米，統限十日，一律掃數，不得稽逾限，如有攙用小錢，並將潮濕之米，塞責者，稟官懲治，加倍充罰，

一、堰費，歸業主上納，已當者，歸當主上納，濟倉會館庵觀寺院，凡有水畝者，一律照辦，倘敢藉公控詞抗騙，衆水戶，指名稟究，

一、公業與絕嗣之田，及田主離居遠者，飭令溝長，隨時查明，何人代收租穀，即令其人上納，若無人承認佃戶，不准搗租，堰費歸佃戶上納，

一、歲修堰長，飭令上下堰水戶，公舉殷實幹練者四人，由官定奪，每歲八月初一日報換，去二人，留二人，既無遽易生手之嫌，又無久持公事之弊，至於溝長，有幫催堰費，督修子堰之責，必須土著熟習之人，方能勝任，若非偷懶舞弊，不孚衆心者，永不更換，

一、堰長估工，必約集大水戶，在公所地方，会同斟酌妥人，衆議僉同，方准包工，當堂具認取具，保固切結，如有仍前串賄舞弊工程，不實查出提案，從重懲辦，責令賠修，如工程浩大，須堰長提修者，稟官定奪，

一、頭工捆篋，須責成包工，不准損壞，杜姓界內尖角篋三十六個，每年無論水之大小，皆宜早下，免壞旧規，

一、堰溝深，有水平底寬八尺，包工須認真挖淘，泥沙翻岸，以免塌塞，倘有罔利偷工，准水戶稟究，勒令重修，

一、各堰均無底湃，分溝暢流，水無收束，溝長修堰之時，應約同水戶，築斷堰尾，以免奸狡之徒，受賄賣水，又每堰挨連堰田，未入水畝者，不准竊用堰中之水，一經查出，將地充公，受賄賣水，從中究治，

一、頭工捆篋，係在眉州地界，包工之人，概將地皮錢包去、應酬地主，住往水乏之年，

下尖箕紮攔河深入，江心公共之地，該處民人，統率男婦，手持器械，乘人急於用水之時，阻撓搯索，此得所欲，則彼來彼得所欲，則此至紛紛攪擾，欲壑難填，又二工大湃，係青神水戶，所買眉州之地，往年大湃冲翻，崩塌石子，該處民人，不准檢拾填磧，需索錢文，前經上控，蒙州提案責禁，近復玩法滋事，如此刁風，實不可長，令擬頭工，給地皮錢十千文，二工大湃檢石子錢二千文，若再有刁生劣民，格外需索，恃衆阻撓，應由青神縣，不分疆域，飭查指名拏案，就近懲辦，以警刁頑，

一，拜江開堰，定於十二月中旬，如遇來年正月，外開堰，下堰完錢，准其免半，尾堰始終，不得水者，錢米全行豁免，

一，堰長，奉示封堰，前一日，鳴鑼讓水，飭令溝長，通知各處，以免生事，若遇天旱水枯之年，稟懇添箕攔河，由官督飭，不准挾嫌聚衆，兇向堰長肆鬧，如違嚴究，

一，旧章，充當堰長，一次十五年，後方准報換，今議承充一次，以十年爲期，每人給錢二十千文，作一年口食之費，其應出錢米，仍照畝完納，以照大公，至於歲修之費，不能敷用闔堰公攤，毋得貽累，堰長溝長，則每年每名，給口食錢一千文，米二斗五升，仍由堰長，收齊給發，不准向水戶，需索分文，違即革究，

一，鴻化堰，開創之初，係孫楊嚴羅四姓，充當董事，出力最多，歷來應出堰費，各提田五十畝免納，現今查明，嚴羅二姓，早已絕嗣無人，楊姓只有田三四畝，惟孫姓田產尚多，交派亦繁，令定於嫡派子孫名下，提出田六十畝，免納錢米，以彰前之功，至於別交，雖屬同姓，以及並非嫡派，皆按畝一体輸納，不得附柱作弊，查出並嫡支重究，如嫡派子孫日微，田產賣與同姓，或別人者，其錢米，仍令買主，赴案報撥，起納錢米，以免影射，嗣經孫姓互爭嫡派，訊明朝任，正支無後，其所免錢米，照水戶一体完納，工房存案⁽⁴⁶⁾，

これらについても逐条的説明は省略するが、注目すべき特徴について重点的にふれることにしたい。先ず總体的にこの管理運営規定＝堰規が、水利組織の根幹をなすものであり、その權威性の所在を示すものにほかならなかつた。鴻化堰の管理機構としての堰局は、全用水農民の受益面積に応じた責任と負担の平等原則が貫徹した、自主的・共同体的性格によって特徴づけられていた。

具体的には、堰規の公議、堰長の輪換、堰費の負担やその収支の公開等すべてにわたる自主的運営に依るものであつた。同時に、堰長や溝長らの管理運営権の保障は十分である反面、その違法的行為に対しては一般水戸の挙報や提訴を認め、嚴重な不法權益の防止に配慮している⁽⁴⁷⁾。

なお現実的に、清丈の結果灌漑田畝の2割増しによって、水費負担が旧規に比べ減少した。従来每畝130文と米8合であつたが、每畝80文，米6合となっている。収錢は5月，収米は9月であり，收納は4人の堰長が県衙の神祠において行い，地丁税にならつて「連環印票」を發して証拠とし，原票は堰局に保存することにした。水費納入は10日以上遅延は許されなかつた。

この「鴻化堰管理章程」のあと，続いて追加的条項として，「増入章程」が制定されている。以下に示すとおりである。

一，地方官，向來旧章，歲有規費錢二百四十餘千，今既永遠裁革，自應遵照停止，惟每年動工興修，或工程喫緊，或臨期拜堰，所帶轎夫，隨從未便，令其枵腹奔走，今定轎夫

- 一名，每里給錢三文，隨從差役人等，每人每里，減半發給，
- 一，堰長水戸，如有因堰務，上稟者書寫，必須代書，今定每節約給，錢一千文，不取格式，承發房掛號傳進，每年共給錢二千文，以外不得需索分文，非堰務，上稟者，一体仍用格式，如違惟代書是問，
- 一，工房，每年呈造上下堰，總冊二本，各溝分冊四十餘本，並遇水戸置業堰田，赴案遇撥水柱，以及開單等件事，極煩瑣一切筆墨紙張口食自難，令其賠累，今定每年酌給錢十五千文，米一石二斗，以資津貼，此外不得向堰長水戸，需索錢文，若遇收錢收米之時，每日只給口食錢八十文，收錢以一月爲限，收米以十日爲限，
- 一，堰費，現既改用連環串票，每年約計一萬餘張，所收錢米，隨收隨繳，入庫倉，以及因堰務開單送訊，在在需人，今定每年共給門籤用印人等，錢八千八百文，不取堂禮，非因堰務水戸，私相爭訟者，不得援以爲例，
- 一，上下堰差各一名，常年奔走，每年每名，照舊給錢十二千文，米一石二斗，若遇堰務承差簽票，不得額外需索，
- 一，鴻化堰水戸繁多，常年僅只有堰差二名，如遇堰務喫緊之時，二人辦理，勢必顧此失彼，不能不添用，東西兩班，隨同幫辦，今定每年每班，酌給錢四千文，此外不得向堰長，格外需索，如另行派差，分溝封堰者，臨時按名，每日給口食錢八十文⁽⁴⁸⁾，

これらは鴻化堰の管理運営の執行機関である，堰局の構成員に対する工資に関する規定である。それらはすべて堰費のなかから支出されるもので，定額外の需索を厳しく禁じている。

以上の章程＝堰規は，鴻化堰の光緒14年における水利組織の改革を集約したものであると同時に，その管理運営を根本的に規定するものであった。したがって今後の問題としては，この堰規の全構成員への周知徹底と，その厳格な遵守にほかならなかった。この点について，光緒15年3月初8日に，四川布政使崧蕃の批准を経て，堰局に伝えられたが，特に次のように強調されている。

妥議章程條規，刊刻成書，通稟立案，以期永遠遵守，……爲此示仰，該県紳耆堰長溝長水戸人等，一体知悉，自此次清丈定章之後，務各恪遵辦理，不得仍蹈前轍，倘堰長，再敢舞弊作奸，紳糧依勢抗繳，是則冥頑梗化，即責成該県，嚴拏重辦，仍隨時查禁，丁書胥役，毋向堰長人等，需索規費，紊亂章程，貽誤水利，各宜懷遵⁽⁴⁹⁾，

ここで注目されるのは，堰長をはじめとする全水戸の遵法への一体性の強化，共同体的自律性が強調される一方，その秩序を乱すもの—例えば悪質な堰長や紳糧—があれば，県の責任において，嚴重に処置するとしていることである。これは鴻化堰の水利組織の改革が，青神県令王樹枏による官主導の下に進められてきたことと不可分であろう。しかし、鴻化堰の組織改革が，地方官僚の主導によるものであったとはいえ，堰規の各條に明らかな如く，その再編の組織は，基本的に紳糧，大戸を中心とする利水戸全員による自主的な管理運営によるものであったことは言うまでもなく，官はあくまでもその円滑な運営を保障することに止まるものであった⁽⁵⁰⁾。

因みに本堰の組織改革の背景を考えると，さきの新章程の公函（官からの水利組織へ

の通知)において特に強調されていたように、かつて見られたと考えられる堰長の不正や、紳糧の堰費の拒否等による水利組織の混乱といった、いわゆる「前轍」をふむことに対する厳しい警告が加えられている。こうしたことから、今回の組織改革の背景が、当時の四川地方における社会経済的事情と深く関連していたものと考えられる。特にすでに多くの研究⁽⁵¹⁾が見られる、四川独特の「紳糧」支配体制そのものについての検討が不可欠であろう。この点に関する考察は今後の課題として、稿を改めることにしたい(1994・10・28)。

註

- (1) その大要については、すでに周魁一「清代青神県鴻化堰の管理制度」(『長江水利志季刊』上、1990)がある。本稿はそれに依りながら、更にその全容を明らかにすることを意図している。なお鴻化堰は、解放後の今日においても灌漑、防洪等の総合的な面で社会経済的貢献を果している(「青神県鴻化堰簡介」, 青神県鴻化堰管理處, 1993年10月)。
- (2) 長江流域規劃辦公室《長江水利史略》編写組『長江水利史略』(水利電力出版社, 1979)。
- (3) 譚徐明「四川通濟堰」(『長江水利史論文集』(河海大学出版社, 1990)所収)。
- (4) 拙著『清代水利史研究』(亜紀書房, 1974), 第六章参照。
- (5) 『皇朝經世文編』, 卷一百十七, 工政二十三, 各省水利, 通濟堰。
- (6) 『道光仁壽縣新志』, 卷一, 山川志, 塘堰。
- (7) 『同治新繁縣志』, 卷三, 地輿志, 下。
- (8) 『民国名山縣新志』, 卷八, 食貨, 水利。
- (9) 『嘉慶三台縣志』, 卷之一, 水利。
- (10) 『道光德陽縣新志』, 卷四, 水利。
- (11) 『咸豐冕寧縣志』, 建置志三, 水利。
- (12) 『皇朝經世文編』, 卷百十七, 工政, 二十三, 各省水利。
- (13) 『同治統增什邡縣志』, 卷九, 水利志。
- (14) 『道光仁壽縣新志』, 卷一, 山川志, 塘堰。
- (15) 『皇朝政典類纂』, 卷四十二, 水利五, 直省水利。
- (16) 『民国新都縣志』, 卷二, 隄堰。
- (17) 拙著『清代水利史研究』(亜紀書房, 1974), 第六章。
- (18) 『新唐書』, 地理志。
- (19) 譚徐明「四川通濟堰」(『長江水利史論文集』, 河海大学出版社, 1990)。周魁一「清代青神縣鴻化堰の管理制度」(『長江水利志季刊』上 1990)。
- (20) 上に同じ。
- (21) 『四川通志』, 水利志, 堤堰。
- (22) 『光緒青神縣志』, 卷之九, 水利志。
- (23) 上に同じ。
- (24) 上に同じ。
- (25) 『青神縣鴻化堰章程』(鴻化堰局, 清光緒十五年)。
- (26) 上に同じ。
- (27) 上に同じ。
- (28) 上に同じ。
- (29) 上に同じ。

- (30) 上に同じ。
- (31) 上に同じ。
- (32) 上に同じ。
- (33) 上に同じ。
- (34) 上に同じ。
- (35) 上に同じ。
- (36) 上に同じ。
- (37) 「查鴻化堰所溉之田，凡十餘溝，每溝酌其長短，設立溝長，二三人，或四五人，即擇附近堰田，公正可靠者，充當斯任溝長」（『青神県鴻化堰章程』）。
- (38) 『青神県鴻化堰章程』。
- (39) 「計開上堰水戸，經理處所，楊炳寬經管首二段，賈德学經管祥兆黒龍橋巴三堰，朱嗣雲經管西二段清堂黄鶴三堰，徐廷興經管青竹大口二堰，孫懷德經管紅豆鄧家二堰，袁四達陳紹華二人，經管白林雙堰子嘍咽椿椿青崗五堰，張長学經管北壇腰池贊門三堰，「下堰水戸，經管處所，陳宗虞陳五鈺吳恒修三人，經管石橋長流小塘喜橋磚礮教化白菜七堰，蘭興盛馬述龍蹇燕堂三人，經管羊叉吳裕潭草上香花新開邵堰子六堰，馬述攀邵萬金張世墳三人，經管対口白塔下香花土地板栗五堰，宋映楠涂玉崑涂玉儒三人，經管天公石佛班竹竹五家譚堰桑林金花後金花前富貴九堰」（『青神県鴻化堰章程』）。
- (40) 『青神県鴻化堰章程』。
- (41) 上に同じ。
- (42) 上に同じ。
- (43) 上に同じ。
- (44) 上に同じ。
- (45) その上堰，下堰ごとの各溝田畝数が記されている（『青神県鴻化堰章程』）。
- (46) 『青神県鴻化堰章程』。
- (47) 周魁一「清代青神県鴻化堰的管理制度」（『長江水利志季刊』上，1990）。
- (48) 『青神県鴻化堰章程』。
- (49) 上に同じ。
- (50) 拙著『清代水利史研究』（亜紀書房，1974）。
- (51) そのいくつかを挙げれば，久保田文次「清末四川の大佃戸」（『近代中国農村社会史研究』，大安），新村容子「清末四川省における局士の歴史的な性格」（『東洋学報』，64の3・4），山田賢「『紳糧』考一清代四川の地域エリート一」（『東洋史研究』，50の2），山本進「清代後期四川における財政改革と公局」（『史学雑誌』，103の7）等がある。